Hedemann, a. a. O., S. 126 f.

13

4 Vgl. Thoma, bei Handbuch II, S. 14

5 Vgl. ibid S. 125

16 田上「自由權、自治權及び自然法」二四頁

17 Hedemann, a. a. O., S. 199

Schmitt, bei Handbuch II, S. 580, 584

10 我妻「經濟再建と統制立法」二七一頁

#### あとがき

る。 れを使しうるとは認められないからである。この兩面にまたが 國會の最高機關性と立法獨占性とはたとへ司法權といへども**こ** 推移しようとする氣運を示すものといひらるし、 」つてゐるのである。 った司法的審査制の將來にこそ經濟統制立法の死活の問題がか も所有權社會化の法理と共に自由權の保障から制度の保障へと されたような疑惑は決して無視されてはならない。蓋し一方に 定められた」法原理であるのみならず、財産權の保障といへど おいてそれら條項は一般に「今後の立法又は行政の指針として 察に當つても、ドイツにおいて司法的審査權について種々論議 司 我憲法の經濟條項をめぐつて豫想される違憲立法審査の考 他方において國家機關の權力を限定するといふ面に關係す 法的審査制は一方において個人の自由を限定するとい 本稿は前者の側面から迫つてことを考 他方において よ面

# 北海道電氣事業分離に關する批

判

查

小樽經濟專門學校經濟研究所主として國民經濟的觀點に立ちて―

#### 、問題の取り上げ方

ものと他は國民經濟的側面よりの二つの觀點がある。
又經濟的立場も更に二つに分けられ一は私經濟的側面よりする
弦で我々が問題とするのは專ら經濟的立場よりするものであつて
一は技術的な立場より、一は經濟的立場よりするものであつて
されて居る。其を檢討する場合二つの方法が考へられる。即ち
電氣事業の再編成に當り本州より北海道を分離する案が提唱

る場合もあり得る。利害とは必ずしも合致するものではなく時には利害全く相反す一般的に言へば私經濟にとつての利害と國民經濟にとつての

究極する所公共的利害との合致を圖られなければならぬ。面が多い。電氣事業は公共的事業であり且つ基礎産業である故追及が許されぬから比較的企業と國民經濟との利害が交叉する

然るに公共的な性格を帶びる企業に取つては恣意的な利潤

0

とは一應営該企業の關係者に之を任せ此處では主として國民經我々の立場からするなれば經營面より電氣事業を檢討するこ

とにする。 濟的な觀點より電力事業分離の可否に付て檢討を加えて見るこ

### 一、電氣事業の公共的性格

等しく認むるところである。い。この點我國にあつても例外的な存在に非ざることは識者の上の問題は失業對策或は失業救濟策にあることは言ふまでもな上の問題は失業對策或は失業救濟策にあることは言ふまでもな

持つことは想像に難くない。 斯る對策としての最も典型的なものは公共事業を通じての産業の復興、延いてはそれが一國の失業救濟に繋りを持つもので意る。それについて例へばアメリカに於ける一九二九年の恐慌をある。それについて例へばアメリカに於ける一九二九年の恐慌をして、農村の電化、化學工業の勃興等の多角的な目的を有した防止、農村の電化、化學工業の勃興等の多角的な目的を有した時上、農村の電化、化學工業の勃興等の多角的な目的を有した時上、農村の電化、化學工業の勃興等の多角的な目的を有した時上、農村の電化、化學工業の勃興等の多角的な目的を有した時上、農村の電化、化學工業の勃興等の多角的な目的を有した時上、農村の電化、化學工業の勃興等の多角的な目的を有した。 第一次の一環としての最も典型的なものは公共事業を通じての産業の復興、延いてはそれが一國の失業救濟に繋りを持つもので

る可能性なきを保し難い。斯る一地方企業に墮せる電力事業には稀薄となり、營利を業とする地方の單なる一事業會社と化す到底望み得ない。むしろそれによつて發電事業としての公共性る企業規模の縮少に依つては尨大な資金を要する電源の開發は

を得ない。を得ない。

した規模を有せねばならないことを强調したい。全住民に密接な關係があると云ふことからして公共事業に相写認し、荷も公共的な事業である以上その事業の對象が全地域、以上により我々は電力事業は公共的な事業であることを再始

## 、企業細分化の傾向と電力事業

大工場は一二%に過ぎなくなつてゐる。

大工場は一二%に過ぎなくなつてゐる。

東中排除法等により從前より中小企業の占むる割合の高い我別の五六%、十人以上の工場は四四%であつたのが戰後の昭和場の五六%、十人以上の工場は四四%であつたのが戰後の昭和二十二年には十人以下の小工場は全工場の五六%、十人以下の小工場は全工場の五六%、十人以下の小工場は全工場の五六%、十人以下の小工場は全工場の五六%、十人以下の小工場は不及の一次に過ぎなくなつてゐる。

へるであろう。何故ならば動力として主に蒸汽力が用ひられたろ電力の普及が中小企業に存立の要件すら與へてゐるものと云中小企業の沒落過程を示してゐるものと考へることは早計で寧然してこの事が資本主義的自由經濟の論理からして必然的に

時代には蒸汽機闘の設置それ自體が生産の大規模化を要求したのである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任のである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任のである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任めである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任めである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任めである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任めである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任めである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任めである。

蒸汽力の時代が生産の集中化を特徴とするのに對し電氣の時 、、、、、のを見逃してはならない。即ちそれは電氣料金の低廉化と云ふのを見逃してはならない。即ちそれは電氣料金の低廉化と云ふのを見逃してはならない。即ちそれは電氣料金の低廉化と云ふととである。一概に電力が蒸汽力に比べて簡便であるからと云のを見逃してはならない。即ちそれは電氣料金の低廉化と云ふとである。一概に電力が蒸汽力に比べて簡便であるからと云のを見逃してはならない。

海道一二一・六、東北一一四、其の他の本州各地は何れも九〇州と同一率に保ち其の差を大口電力料金に負擔せしむる場合北電氣事業常事者の調査によつて見るに電燈及び小口電力料を本今北海道電氣事業が本州より分離された場合の料金の昻騰を

未滿と言ふ指數となる。

ろう。 にすら對抗し得ざる狀態に至るであろう。 **産費との比較に際しては勿論のこと更に北海道製品** う。<br />
從つて電力料金の<br />
昻騰は<br />
必然的に<br />
輸出貿易に<br />
於ける<br />
國際生 とり從前より遥に强い關心が拂はれて來ることは當然 限を向けざるを得なくなり、 斯る場合電力料金の高 による採算の可能性は望み得ず、勞賃以外の他の諸經費節約に 本州より北海道への産業の誘致も圓滑に行はれ得なくなるであ 斯くしては北海道の産業は立ち行かなくなるであろうし、 又終戦後に於ける勞働組合運動の發展の爲、 所謂 は本州製品 低は で 低賃 \$ 叉

言ふことを忘れてはならない。
固定設備と莫大な補修費等を負擔せざるを得ない立場にあると東縛から解放されたのであるが、その反面に電力事業は尨大な次に旣述の如く近代の企業が電力によつて互額な固定資本の

#### 四、大山試案に對する批判

企業意慾の向上に資するやうな新計算方式によることとする」具體的な明示なく唯單に「從來のプール計算方式は之を廢止し本案中我々の最も關心を持つ料金の算定方式に關しては何等

て得られるものに非ざることをこそ思ふべきである。て得られるものに非ざることをこそ思ふべきである。とあるが新計算方式とは具體的に果して何を意味するものか了て得られるものに非ざることをこそ思かべきであっては必ずしも分割を意味するものではないか。又産業の民主化とは必ずしも分割を意味するものではないか。又産業の民主化とは必ずしも分割を意味するものではないか。て得られるものに非ざることをこそ思ふべきである。今假に一歩を誤り之を獨立採算制或はとあるが新計算方式とは具體的に果して何を意味するものか了

#### 五、むすび

案に反對を唱へるものではない。

「大力」を主張したのであるが、然し之は飽く迄も北海道の電氣事業の設備の改を主張したのであるが、然し之は飽く迄も北海道の電氣事業の変に、大力であるが、然し之は飽く迄も北海道の電氣事業のない。

ぬからである。
(文責、石河英夫)は北海道産業の開發と日本經濟の再建を希求するが爲に外なら唯過度經濟力集中排除法の即時適用に對する除外例を望むの

學、界

### 最近の協同組合文献

岡本 理

本誌第四號に、終戰後から昭和二十二年七月頃までの我が協本誌第四號に、終戰後から昭和二十二年七月頃までの我が協本は第四號に、終戰後から昭和二十二年七月頃までの我が協大。

昭和二十三年六月、東京、農業協同組合研究會發行、定價百十圓 につき、東畑博士(「協同組合と農業問題」)のごとく、 復刊書である。その特色は第一編「協同組合の本質」に關する 係にみて、この上に精神的要素が附け加わるとしていること、 としていること、協同組合における協同意識の基礎を物質的關 反つて資本主義の内部において流通過程の合理化をはかる組織 理論的考察にみられる。すなわち資本主義と協同組合との關係 合を以て資本主義經濟組織を揚棄してそれに代るものとみず、 人。本書は昭和十年發行の第二版に、若干字句の修正を加えた 著者は有名な農業經濟學者で、終戰後、 一、近藤康男博士著「協同組合原論」(B6 東大教授に復歸した 版、二八一 協 頁、 同